



SASAKI SOKEN GROUP

代表 佐々木 大
会長 佐々木 直隆

株式会社佐々木総研
西日本税理士法人
西日本社会保険労務士法人
株式会社M&Cパートナーコンサルティング
株式会社タクト

〒805-0021

北九州市八幡東区石坪町 10-13

TEL: 093-651-5533

FAX: 093-652-2550

URL: <https://www.sasakigp.co.jp>



国税庁より、短期退職手当等 Q&A が公表されました

令和3年度税制改正で、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者に対する退職手当等(短期退職手当等)について、その退職所得金額の計算方法が改正され、令和4年1月1日から施行されることから、短期退職手当等に関する質疑応答事例が取りまとめられています。

下記参考図は、従業員退職時に「短期勤続年数」に該当するか否かがわかりやすく図解されておりますので、ご参考にしてください。

(参考図)

概念図	勤続期間		役員等以外の者として勤務した年数	短期勤続年数(短期退職手当等)の判定
		うち役員等		
	H29.4.1～ R4.3.31	なし	5年 ↓ 5年	該当
	H29.4.1～ R4.7.30	なし	5年4か月 ↓ 6年	該当 しない
	H28.7.1～ R4.6.30	R2.7.1～ R4.6.30	6年 ↓ 6年	該当 しない

(参照: 国税庁「短期退職手当等 Q&A」)

(税務会計3課 左藤 祐依)

令和3年分年末調整、記載例等を表示するQRコードを申告書に印字

国税庁は令和3年分年末調整の特設サイトを開設し、各種様式等を公表しています。昨年と比べると変更点は少ないものの、税務関係書類における押印義務の改正により、扶養控除等申告書などの年末調整の際に使用する書類についても従業員等の押印が不要となりました。また、扶養控除等申告書など一部の申告書では新たに国税庁ホームページの記載例などにリンクしているQRコードが印字されています。

QRコードが印字されている申告書は「令和4年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」「令和3年分給与所得者の保険料控除申告書」「令和3年分給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」です。

QRコードの上には、「記載のしかたはこちら」と印字されており、例えば、扶養控除等申告書においてQRコードをスマートフォンで読み取ると、同申告書の記載例のページが表示されます。

また、同庁は7日から年末調整の税務相談チャットボットをスタートしました。医療費控除等の質問を入力などすると、AI(人工知能)を活用して自動で回答してくれます。

(参照: 2021年10月18日 税のしるべ)

(税務会計3課 谷 明日香)

令和3年分の確定申告から確定申告書等作成コーナーで新サービス

国税庁は、7日、同庁ホームページに令和3年分の確定申告書等作成コーナーがさらに便利になる新規の開発内容を公表しました。

【令和3年分確定申告書等作成コーナー新規サービス】

- ① マイナポータル連携による申告書の自動入力対象が拡大。連携対象にふるさと納税、地震保険料及び医療費を追加
 - ② パソコンとスマホでe-Tax(ICカードリーダーが不要)
 - ③ スマホカメラで「給与所得の源泉徴収票」を自動入力
 - ④ スマホ申告の対象範囲が増加。特定口座年間取引報告書(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)と上場株式の譲渡損失額(前年繰越分)及び外国税額控除を追加
- ①のマイナポータル連携による申告書の自動入力に加わった医療費は、令和3年分の確定申告では、令和3年9月から12月分の医療費通知情報(保険診療分)が令和4年2月上旬に取得可能となります。また、令和4年分以降は1年間を通じた医療費(保険診療分)の取得が可能になります。国税庁は、税務署に足を運ばずに確定申告が行えるように環境の整備を行っているとのこと。マイナンバーをお持ちの方は、マイナポータル連携を使用してみたいはいかがでしょうか？

(税務会計1課 深草 亮平)

副業・兼業の促進に関するガイドラインQ&Aが令和3年7月に改定されました

最近、大手企業が副業・兼業を解禁したことがニュースになりました。これまで原則的に禁止であった制度が解禁されるようになってきた背景としては、新型コロナウイルス感染症などの社会状況の影響を受け、収入面での不安を抱えている人が増加したことや、ネット環境下でできる仕事の増加などにより、「副業・兼業」に挑戦しやすくなったという背景も考えられます。

厚生労働省は、平成30年1月、副業・兼業についてのガイドラインを作成し、さらに、企業も働く方も安心して副業・兼業を行うことができるようルールを明確化するために、令和2年9月にガイドラインを改定しています。今回のQ&Aは、その補足資料として作成されたものです。

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」では、企業の対応に関する基本的な考え方として、「裁判例を踏まえれば、原則、副業・兼業を認める方向とすることが適当である」と記載されています。

副業・兼業のニーズは高まっているため、副業・兼業をやりたいという希望も増えてくるでしょう。同ガイドラインでは、副業・兼業を認めるにあたっての準備などわかりやすく解説されていますが、まずは、就業規則などで、今の副業・兼業のルールを確認することをお勧めします。



(人事コンサル課 松本 佳織)

2021年11月

11月1日	月	社内会議 ※電話が繋がりにくい場合があります。
11月2日	火	【Web開催】「次期改定を占う～医療法改正と第8次医療計画～」
11月3日	水	文化の日
11月4日	木	
11月5日	金	
11月6日	土	
11月7日	日	
11月8日	月	
11月9日	火	【Web開催】 医療事務基礎講座「保険診療のルール」
11月10日	水	○源泉所得税の納付
11月11日	木	ロボット(RPA)活用セミナー @商工会議所9階ホール
11月12日	金	
11月13日	土	
11月14日	日	
11月15日	月	
11月16日	火	
11月17日	水	【Web開催】 Q&Aより「他科受診について」
11月18日	木	
11月19日	金	
11月20日	土	
11月21日	日	
11月22日	月	
11月23日	火	勤労感謝の日
11月24日	水	
11月25日	木	【Web開催】 在宅医療「在宅医療と外科医療の違い」
11月26日	金	
11月27日	土	
11月28日	日	
11月29日	月	
11月30日	火	☆健保・厚生年金保険料の納付

2021年12月

12月1日	水	社内会議 ※電話が繋がりにくい場合があります。
12月2日	木	
12月3日	金	
12月4日	土	
12月5日	日	
12月6日	月	
12月7日	火	
12月8日	水	
12月9日	木	
12月10日	金	○源泉所得税の納付
12月11日	土	
12月12日	日	
12月13日	月	
12月14日	火	
12月15日	水	
12月16日	木	
12月17日	金	
12月18日	土	
12月19日	日	
12月20日	月	
12月21日	火	
12月22日	水	
12月23日	木	
12月24日	金	
12月25日	土	
12月26日	日	
12月27日	月	
12月28日	火	
12月29日	水	
12月30日	木	
12月31日	金	☆健保・厚生年金保険料の納付 (令和4年1月4日)



【北九州オフィス】
〒805-0021北九州市八幡東区石坪町10-13
TEL 093-651-5533 FAX 093-652-2550
【福岡オフィス】
〒812-0011福岡市博多区博多駅前1-5-1-7階
TEL 092-472-1155 FAX 092-472-1177